

浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付規則をここに公布する。

令和3年4月28日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市規則第37号

浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、緊急事態宣言等に伴う営業時間の短縮の要請又は不要不急の外出若しくは移動の自粛による影響により売上が著しく減少した、市内の中小企業者その他の法人及び個人事業者（以下「中小企業者等」という。）に対し、予算の範囲内において、浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、その影響を緩和し、もって事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急事態宣言等 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項の規定により令和3年1月7日及び同年4月23日にされた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示に係る宣言並びに特措法第31条の4第1項の規定により同年4月1日にされた新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示に係る措置をいう。
- (2) 緊急事態宣言等区域 緊急事態宣言等に係る公示において定められた緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

(給付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる中小企業者等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 申請日において、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は次に掲げる法人等（常時使用する従業員の数が同項の中小企業者と同規模のものに限る。）であること。

- ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等
 - エ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人
 - オ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第3項に規定する小規模事業者に該当する組合
- (2) 申請日において、市内に事業所を有していること。
- (3) 令和3年1月から同年5月（緊急事態宣言等に係る公示の改正により緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長された場合にあっては、当該期間の末日が属する月）までの間の任意の一月（以下「対象月」という。）における事業による収入が、平成31年又は令和2年の同月（以下「基準月」という。）と比較して、50パーセント以上減少し、かつ、その減少の理由が次のいずれかに該当すること。
- ア 緊急事態宣言等区域で特措法第24条第9項の規定による都道府県対策本部長からの飲食店に関する要請、特措法第31条の6第1項の規定による都道府県知事からの飲食店に関する要請及び特措法第45条第2項の規定による特定都道府県知事からの飲食店に関する要請に伴う営業時間の短縮に係る協力金で市長が認めるものの支払対象となっている飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可を受けた者に限る。以下「時短要請対象飲食店」という。）と直接又は間接の取引があること。
 - イ 緊急事態宣言等区域における不要不急の外出又は移動の自粛による影響を受けたこと。
- (4) 申請日において、市税を滞納していないこと。
- (5) 今後も市内で事業を継続する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める中小企業者等に対し、給付金を交付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる者に対しては、給付金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれに係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 時短要請対象飲食店
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が給付金の目的に照らして適当でないと認めるもの
(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人事業者 15万円
- (2) 個人事業者を除く中小企業者等 30万円

2 給付金の交付は、同一の中小企業者等に対して1回に限るものとする。

(給付金の申請及び請求)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求をしなければならない。

- (1) 申立書（市長が別に指定するもの）
- (2) 宣誓・同意書（市長が別に指定するもの）
- (3) 対象月及び基準月の売上が確認できる書類の写し
- (4) 市税に滞納がないことが確認できる書類の写し
- (5) 市内に事業所を有していることが確認できる書類の写し
- (6) 緊急事態宣言等に伴う飲食店の営業時間の短縮又は外出若しくは移動の自粛の影響を受けていることが確認できる書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 緊急事態宣言等の影響の緩和に係る一時支援金で市長が認めるもの（以下「一時支援金」という。）の給付を受けている申請者については、一時支援金の給付に関する通知書の写しを添付することにより、申請及び請求の際、前項各号に掲げる書類のうち市長が別に定めるものの提出を省略することができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた中小企業者等があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第8条 市長は、第6条の規定により給付金の交付決定を受けた者が、前条の規定により交付決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年5月10日から施行する。

（失効）

2 この規則は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所 在 地

名 称

代表者職・氏名

㊞

浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金の交付を受けたいので、浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

1 申請額及び請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	支店名	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義			

3 国の一時支援金の給付状況等

国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付状況 (該当する□にレ印を入れてください。)	<input type="checkbox"/> 支援金を給付済み (一時支援金の給付通知書の写しを添付すること。)	
	<input type="checkbox"/> 支援金の給付を申請中(月 日申請)	
	<input type="checkbox"/> 支援金の給付を申請していない。	
担当者	氏 名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった給付金の交付について、浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金交付規則第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 備考

第3号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業
者等臨時支援給付金却下通知書

年 月 日付けで申請のあった給付金の交付について、浦安
市飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給
付金交付規則第6条の規定により、次の理由により却下したので、通知しま
す。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。